

# 十勝環境複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例

平成8年11月11日  
条例第5号

## (目的)

第1条 この条例は、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）の施設に搬入するごみの処理及び処分に係る手数料及び使用料（以下「手数料等」という。）の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例（平成8年条例第1号）の例による。

## (一般廃棄物の処理費用)

第3条 組合長は、一般廃棄物の搬入者から別表第1に定める手数料を徴収する。

## (あわせ産業廃棄物の処分費用)

第4条 組合長は、あわせ産業廃棄物の搬入者から別表第2に定める使用料を徴収する。

## (徴収方法)

第5条 組合長は、搬入された廃棄物の計量後、直ちに手数料等を徴収するものとする。ただし、組合長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

## (手数料の減免)

第6条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。

- (1) 天災その他特別な事情があると認めるとき。
- (2) 地域の清潔保持のためボランティア活動等により集められたものと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その状況により特に手数料を減免する必要があると認めるとき。

## (委任規定)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条までの規定は、この条例の施行の日から起算して2月を経過する日以降に処理及び処分する一般廃棄物又はあわせ産業廃棄物について適用する。

附 則（平成9年2月26日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月21日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行し、平成17年4月1日以後に搬入、計量される廃棄物について適用する。

（手数料の特例）

- 2 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に搬入、計量された廃棄物に限り、この条例による改正後の別表第1及び別表第2中「160円」とあるのは「120円」と、「100円」とあるのは「70円」と読み替えるものとする。

附 則（平成16年2月26日）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条及び別表の現金は、この条例の施行の日以後に搬入、計量される廃棄物について適用し、同日前に搬入、計量された廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（平成18年5月16日）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の十勝環境複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物について適用し、同日前に搬入された廃棄物については、なお従前の例による。

（平成20年3月31日までの特例）

- 3 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に搬入される廃棄物に係る新条例別表第2の規定は、同表中「173円」とあるのは「166円」と、「164円」とあるのは「163円」とする。

- 4 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に搬入される廃棄物に係る新条例別表第2の規定は、同表中「173円」とあるのは「170円」とする。

附 則（平成26年2月27日）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の十勝環境複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物について適用し、同日前に搬入された廃棄物については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

種別	取扱区分	施設名	手数料
一般廃棄物	事業系一般廃棄物 家庭系廃棄物（市町村が計画収集するものを除く。）	十勝環境複合事務組合 くりりんセンター	10キログラムごとに 170円
	一般廃棄物のうち組合長が搬入することを許可した物	十勝環境複合事務組合 一般廃棄物最終処分場	10キログラムごとに 170円

別表第2（第4条関係）

種別	取扱区分	施設名	使用料	
あわせ廃産棄業物	十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例で定める物	十勝環境複合事務組合くりりんセンター	不燃物	10キログラムごとに 182円
			可燃物	10キログラムごとに 173円

備考 不燃物及び可燃物の範囲は、組合長が別に定める。